

入会申込方法及び定款ほか規程等

入会の申込み方法（賛助会員）、賛助会員のメリット . . .	P. 1
定款	P. 2
入会承認の手続きに関する規程	P. 16
入会申出に際し提出すべき書面（別 表）	P. 19
入会金・会費規程	P. 22



入会の申込み方法（賛助会員）

【賛助会員】原則、訪問販売を行っていないことを前提とし、当協会の目的に賛同しその事業に協力する事業者及び団体

【会 費 等】 入会金 1口 50,000円
 会 費 1口 5,000円（月額）

【入会承認】理事会（1月・3月・5月・6月・10月の原則年5回開催）の承認が必要となります。

【申込方法】入会申込書及び申出者概要、念書に必要事項をご記入の上、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、事業案内書（会社パンフレット等）をお送りください。なお、入会申込書等はコピーし保管していただくことをお勧めします。ご提出いただいた資料等は返却できませんのでご了承ください。

【問合せ先】 公益社団法人日本訪問販売協会 事務局
住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷4-1 細井ビル7階
電話：03（3357）6531 / FAX：03（3357）6585

賛助会員のメリット

- ①当協会からの情報提供により、業界や行政の動向を知ることができます。
- ②当協会からの情報提供により、海外の業界の動向を知ることができます。
- ③貴社主催のコンプライアンス研修会等に優先的に講師を派遣することができます。
- ④当協会が実施する弁護士電話相談を無料で利用することができます。
- ⑤当協会が実施する各種研究会等に無料で参加することができます。
- ⑥貴社の業務内容等を正会員企業に紹介する機会を提供できます。
- ⑦正会員と交流する機会を提供できます。
- ⑧季刊ダイレクトセリング、活動報告、訪問販売ホットライン受付概要などの業界啓発誌を無料で購読できます。
- ⑨法律テキスト等の出版物、有料の講習会等が会員価格になります。
- ⑩その他ご提案いただいた事項を取り入れ、賛助会員と正会員との交流の場を拓けます。

公益社団法人日本訪問販売協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本訪問販売協会（英文名 JAPAN DIRECT SELLING ASSOCIATION。略称「J D S A」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを
変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、訪問販売に係る商業倫理の確立等を通じて、その取引を公正にし、並び
に購入者及び役務の提供を受ける者の利益を擁護し増進するとともに、訪問販売の事業の健
全な発展に資する事業を行い、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 訪問販売に係る調査及び研究
 - (2) 訪問販売に係る倫理綱領の策定及び実践の推進
 - (3) 訪問販売に係る苦情の解決の申出に関する受付、助言、調査及び処理
 - (4) 不当な訪問販売に係る審査及び措置
 - (5) 訪問販売に係る消費者の救済の措置
 - (6) 訪問販売に従事する者に対する指導及び教育
 - (7) 訪問販売に従事する者の登録
 - (8) 訪問販売に係る内外資料の収集及び提供
 - (9) 訪問販売に係る内外関連団体等との連絡及び調整
 - (10) 訪問販売に係る苦情処理体制の確立の推進
 - (11) 訪問販売に係る消費者啓発
 - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(業務方法書)

第5条 前条第5号の事業については、「訪問販売消費者救済事業業務実施方法書」をもってこ
れを定める。

2 訪問販売消費者救済事業業務実施方法書の制定及び変更は、理事会の決議を得なければな

らない。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、次の2種の会員をもって構成する。

(1) 正会員

商品若しくは権利の販売若しくは役務の提供を訪問販売の方式により業として営む個人又は法人及びこれに関連する個人又は法人。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人若しくは法人又は団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする個人又は法人若しくは団体は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 法人たる正会員にあっては、法人の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会の拒否)

第8条 この法人は、会員として加入の申込みを行った個人又は法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その加入の申込みを拒否することができる。

(1) 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の規定により訪問販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じられたことがあるとき。

(2) 法の規定又は法の規定に基づく処分違反しこの法人から除名の処分を受けたことがあるとき。

(3) 前2号のほかこの法人の設立趣旨、目的に反すると理事会が判断したとき。

(入会金及び会費等)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、この法人の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、総会の定めるところにより、負担金を負担しなければならない。

3 正会員は、第46条で定める訪問販売消費者救済基金（以下「救済基金」という。）の出えん金について、総会において別に定める金額を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが

できる。

(正会員の権利の停止)

第11条 倫理審査委員会より第52条第1項第2号の規定により勧告を受けたときは、総会の決議を得て、当該正会員に対し、期間を定めてその権利の停止（法人法上の権利を除く。以下同じ。）をすることができる。

2 前項の規定により総会において正会員の権利の停止をする場合は、当該正会員に対し開催の日の1週間前までに通知するとともに、当該総会で弁明の機会を与えなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議を得て、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款に違反又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 倫理審査委員会より第52条第1項第3号の勧告があったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により総会において会員を除名する場合は、当該会員に対し開催の日の1週間前までに通知するとともに、当該総会で弁明の機会を与えなければならない。

(法違反を認定された正会員の処分)

第13条 前2条の規定にかかわらず、正会員が法の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為をしたときは、当該正会員に対し、過怠金を課し、正会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する。

2 前項の規定により正会員に過怠金を課す場合は、理事会の決議を得なければならない。

3 第1項の規定により正会員の権利の停止若しくは制限又は除名する場合は、総会の決議を得なければならない。

4 前項の規定により総会において正会員の権利の停止若しくは制限、又は除名する場合は、当該正会員に対し開催の日の1週間前までに通知するとともに、当該総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第14条 前2条で規定する除名のほか、次のいずれかに該当する場合にその資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を履行せず督促後3箇月以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が前条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員が資格を喪失しても、既納の入会金、会費、基金その他の拠出金品は返

還しない。

第4章 総会

(種別)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第17条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 正会員の権利の停止又は制限

(3) 役員の選任又は解任

(4) 役員の報酬等の額

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第20条第4項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(開催)

第19条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の事由を記載した書面により請求があったとき。

(招集)

第20条 総会は、次項の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなればならず、この期間内に招集しなかったときは、請求した正会員は裁判所の許可を得て招集することができる。

3 前2項の会長が正会員でないとき、あるいは会長に事故あるとき又は欠けたときは、他の正会員の理事が招集することができる。

- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項の場合、会長に事故あるとき又は欠けたときは、総会において、正会員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 総会は、総正会員の議決権の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定する場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 正会員の権利の停止又は制限
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 長期借入金
- (7) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第24条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数並びに出席者数（議決委任者及び書面議決権者を含む。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の要旨
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) その他法令で定める事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第5章 役員等

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上35人以内
- (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、3人以上5人以内を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 理事のうち、必要に応じて2人以内を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第9条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任)

- 第27条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人にあっては会員代表者とする。以下同じ。）の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては15人、監事にあっては1人を限度として正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に基づき、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を統括する。
 - 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。
 - 6 会長・専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査する。

- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前2項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 増員として選任された理事の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず他の現任者の残任期間とする。
- 5 第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、役員は任期の満了又は辞任により退任したあとも、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第31条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

(報酬等)

- 第32条 役員は、無報酬とする。ただし、総会の同意を得た場合には総会で定める総額の範囲で、総会において別に定める役員報酬等規程に基づき報酬等を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

- 第33条 この法人に、任意の機関として顧問5人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の決議により、理事会が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問については、前条の規定を準用する。
- 5 その他顧問に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事、常務理事の選定及び解職
 - (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止
 - (6) 過怠金の徴収及び額
 - (7) その他法令及び定款で定める事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第36条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 前号の規定により請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (3) 第29条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第2号により理事が招集する場合

及び前条第2項第3号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第2項第2号による場合は理事が、前条第2項第3号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2項第2号又は第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに役員に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項の場合、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会において、理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別に定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の実員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 役員が、役員の実員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

- 2 会長が出席しない場合の理事会の議事録は、出席した理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第7章 苦情処理

(苦情処理窓口の設置)

第44条 この法人に、第4条第3号に掲げる事業を円滑に実施するため、苦情処理窓口を設置する。

(苦情の解決)

第45条 この法人は、購入者又は役務の提供を受ける者等から正会員の営む訪問販売の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該正会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるものとする。

2 この法人は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該正会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 正会員は、この法人から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 この法人は、第1項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知するものとする。

第8章 訪問販売消費者救済基金

(消費者の救済)

第46条 この法人は、第4条第5号の業務（以下「消費者救済業務」という。）を適正かつ円滑に行うため、救済基金を設ける。

2 救済基金は、消費者救済業務に要する費用に充てることを条件として正会員から出えんされた金銭（以下「拠出金」という。）の額の合計額をもってこれに充てるものとする。

(消費者救済に係る審査委員会)

第47条 この法人に、消費者救済業務の実施の可否を判断するため、「消費者救済に係る審査委員会」（以下「救済審査委員会」という。）を設置する。

2 救済審査委員会は、その審査において中立・公正を期するため、正会員及び正会員に関係する者以外の学識経験者をもって構成する。

3 救済審査委員会の委員は、5人以上10人以内とする。

4 救済審査委員会は、訪問販売消費者救済事業業務実施方法書に基づき、消費者救済業務の実施の可否及び給付する場合はその給付の額を審査し、理事会にその結果を報告するものとする。

(審査結果の尊重)

第48条 理事会は、前条第4項の審査結果を尊重する。

第9章 倫理審査委員会

(任務)

第49条 この法人に、第4条第4号に掲げる不当な訪問販売に係る審査及び措置を厳正かつ公正に実施するため、倫理審査委員会を設置する。

(構成)

第50条 倫理審査委員会は、その審査及び措置の決定の中立・公正を期するため、正会員及び正会員に関係する者以外の学識経験者をもって構成する。

2 倫理審査委員会の委員は5人以上10人以内とする。

(対象)

第51条 倫理審査委員会で審査する対象は、正会員が行った不当な訪問販売を対象とする。

(措置及び実施)

第52条 倫理審査委員会は、当該正会員が行った不当な訪問販売に関し、その重大性・多発性・広域性・当該正会員の対応ぶり、あるいは社会に与える影響等を勘案し、次のいずれかの措置をとるものとする。

(1) 当該正会員に対し、改善勧告を行う。

(2) 総会に対し、当該正会員について権利の停止が相当であると勧告する。

(3) 総会に対し、当該正会員について除名が相当であると勧告する。

2 その他、倫理審査委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定める。

(勧告の尊重)

第53条 総会は、前条第1項第2号、第3号に基づく倫理審査委員会の勧告を尊重する。

第10章 財産及び会計

(財産の構成)

第54条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金収入

(3) 会費収入

(4) 負担金収入

(5) 寄付金品

(6) 財産から生じる収入

(7) 事業に伴う収入

(8) その他の収入

(事業年度)

第55条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第56条 この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第57条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、その事業年度終了後3箇月以内に定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の第1号から第6号までの書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第58条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第59条 この法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第60条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第11章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第61条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第62条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第63条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第64条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、定時総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 補則

(備付け書類及び帳簿)

第65条 この法人は、その主たる事務所に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (8) 事業報告書、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）

(9) 監査報告書

(10) 理事会及び総会の議事に関する書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項第1号から第9号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供さなければならない。

(公告の方法)

第66条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委員会)

第67条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(事務局)

第68条 この法人は、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(実施細則)

第69条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の代表理事（会長）は栗原宣彦、業務執行理事（専務理事）は伊藤秀秋とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第55条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款の変更規定は総会の議決日（平成25年6月19日）より実施する。

入会承認の手続き等に関する規程

第1条（総則）

公益社団法人日本訪問販売協会（以下「本会」という。）に入会の申し出をしたものに対する入会の承認をするための手続き等は、本規定の定めるところによる。

第2条（定義）

定款第6条第1項第1号の「関連する個人又は法人」とは、訪問販売を業とする個人事業者等に対する教育の実施及び苦情の解決等の業務を継続的に行う製造業者又は卸業者とする。

第3条（正会員の要件）

定款第6条第1項に定める正会員は次の事項を満たすものとする。

- （1）訪問販売又はこれに関連する事業を継続して1年以上行っているものであること。
- （2）過去3年以内に法令等に違反して処分されたものでないこと（法人にあってはその役員に上記要件に該当する者がいないこと）。
- （3）訪問販売業界の信用を失墜させるような行為をしたものでないこと（法人にあってはその役員に上記要件に該当する者がいないこと）。
- （4）除名後少なくとも3年以上を経過し、当該除名理由となった事情が解消されているものであること。
- （5）定款第46条に定める訪問販売消費者救済基金（以下「救済基金」という。）に加入するものであること。

2. 前項（1）、（2）及び（4）については、理事会の承認を得てその期間を短縮することができる。

第4条（賛助会員の要件）

定款第6条第1項2号に定める賛助会員は次の事項を満たすものとする。

- （1）定款第6条第1項に該当しないものであること。
- （2）事業目的及び事業内容が明確なものであること。
- （3）本会の目的に賛同し、その事業に協力するものであること。

2. 前項（1）については、訪問販売を業とするものであっても、理事会の承認を得てその期間を定めて賛助会員となることができる。

第5条（入会の申出）

正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申込書（別紙様式）及び別表に定める「入会申出に際し提出すべき書面」を本会に提出するものとする。

第6条（入会申出者の登録及び調査等）

入会申込書及び「入会申出に際し提出すべき書面」を提出したものについては、「入会申出者に関する細則」の定めにより、本会に登録し、調査等を行なうものとする。

第7条（念書）

本会の正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申出に際し本会の定款、倫理綱領、自主行動基準、その他本会の決定事項を遵守する旨の念書を提出するものとする。

第8条（救済基金加入に際しての確認書）

本会の正会員になろうとするものは、入会申出に際し「救済基金加入に際しての確認書」を提出するものとする。

第9条（権利の発生）

本会の正会員になろうとするものは、理事会の承認後所定の入会金及び会費、救済基金の出えん金を納入した日以後、正会員の権利を行使することができる。

2. 本会の賛助会員になろうとするものは、理事会の承認後所定の入会金及び会費を納入した日以後、賛助会員の権利を行使することができる。

第10条（承認の取消し）

以下に該当する場合には、理事会の承認後、その承認を取り消すことができるものとする。

- （1）本規程第3条又は第4条の基準を満たしていないことが判明した場合。
- （2）申出内容に事実と異なる内容があることが判明した場合。
- （3）所定の入会金及び会費、救済基金の出えん金の請求書発行後3ヶ月を経ても入金のない場合。

第11条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

1. 本規定は、理事会の議決日（平成元年6月9日）より施行。
2. 本規定施行前に準会員であったものへの本規定の適用については、上記施行日より向こう2年間の経過措置期間を置く。
3. 本規定は、理事会の議決日（平成6年10月18日）より、入会予備企業に関する細則を定め、運営を図るものとする。
4. この変更規定は、理事会の議決日（平成19年10月4日）より、入会申出者に関する細則を定め施行する。
5. この変更規定は、当協会の定款変更の認可日（平成21年7月1日）から施行する。
6. 前項の規定にかかわらず、第3条第5号、第8条、第9条第1項、第10条第3号の各規定は改正特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行の日から施行する。ただし、第8条で定める「救済基金加入に際しての確認書」は当協会の定款変更の認可日から提出を求めることができる。
7. 前項の規定は、当協会の定款変更前に正会員又は準会員であったものについても適用する。
8. この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1

項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

9. この変更規定は、理事会の議決日（平成28年3月23日）より施行する。

入会申出に際し提出すべき書面（別表）

企 業 の 場 合	① 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※原本 ② 事業案内書（会社パンフレット等） ③ その他本会が求める場合に提出する書類
個 人 の 場 合	① 住民登録証及び印鑑登録証 ② 事業案内書（取扱品目のパンフレット等） ③ その他本会が求める場合に提出する書類
団 体 の 場 合	① 定款、寄付行為、諸規約 ② 役員名簿 ③ 登記簿謄本（法人の場合）、設立を証明する書面（法人ではない場合） ④ 事業報告書及び決算報告書（直近年度のもの） ⑤ 会員名簿 ⑥ その他本会が求める書類

※上記資料は賛助会員として入会のお申込みをいただく場合の必要書類となります。入会申請書類に関することは何なりとご相談ください。

入会申出者に関する細則

入会申込書及び「入会申出に際し提出すべき書面」を提出したものは、以下の細則のとおり、入会申出者として登録される。

1. 登録

入会申込書及び「入会申出に際し提出すべき書面」を提出したものは、入会申出者として当協会に登録する。

2. 調査期間

入会申出者として登録されてから1ヶ月は当該入会申出者の調査期間とする。

3. 情報収集

当該入会申出者の名称等を関係各方面に広く周知し、情報収集を行なう。

4. 消費者相談の解決

調査期間内に、入会申出者に関する消費者相談が当協会の消費者相談室に寄せられた場合には、当該入会申出者があらかじめ届け出た消費者相談窓口と連携し、解決をはかる。

5. 来訪の要請等

当協会が必要と認めた場合には、当該入会申出者に対し来訪の要請又は訪問調査等を行なう。

6. 理事会での審議

入会申出者は、入会申出者として登録されてから1ヶ月を経過した後の理事会で、入会申出について審議される。なお、理事会で入会予備企業として登録することが妥当であると判断された入会申出者については、別途定める「入会予備企業に関する細則」により、入会予備企業制度を適用する。

7. 前項2及び6の1ヶ月は、理事会の承認を得てその期間を短縮することができる。

附 則

この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

入会予備企業に関する細則

入会を申し出た者の内、理事会において入会が保留となった者で、かつ、理事会が入会予備企業制度を導入することが適当であると認められた場合は、以下の制度を適用する。

入会予備企業制度の内容は、以下のとおり。

1. 一定期間、当該企業を当協会に登録し、その期間中に寄せられた相談処理を通じて、当該企業の実態を把握する。
2. 当該企業の名称等を関係各方面に広く周知し、当該企業に係る情報収集を行う。
3. 前出1及び2で収集した情報を基に入会の審査を行う。
4. 一定の期間内に、重大な消費者被害等を惹起させた者は、即時、当該企業としての資格を喪失させる。
5. 一定の期間とは、6ヶ月から1年程度とする。
6. 当該企業からは、別紙の誓約書を提出させる。

入会金・会費規程

第1条（総則）

本規程は、公益社団法人日本訪問販売協会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）第9条の規定により、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。ただし、第2条及び第4条に定める金額の変更は、理事会の審議を経たのち、総会の議決を経なければならない。
3. 本会の入会金、会費に関する事項であって本規程に定めのない事項及び本規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の同意を得てこれを定めるものとする。

第2条（入会金の額）

入会金の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 1口 100,000円
- (2) 賛助会員 1口 50,000円

2. 入会金の分納は、これを認めないものとする。

第3条（入会金の納入通知、納入要領）

会長は、定款第7条第1項の規定により、会員の入会が理事会の承認を得たときは、その年月日納入すべき入会金の額、納入期限その他入会金の納入に関して必要な事項を相手方に速やかに通知しなければならない。

2. 前項の通知を受けた者は、速やかに入会金を全納しなければならない。

第4条（会費の額）

- (1) 正会員（企業） 月額12,000円以上とし、各企業の個々の負担額は別途詳細（別表）による。
- (2) 賛助会員（企業） 1口（月額 5,000円）以上
- (3) 賛助会員（団体） 1口（月額 5,000円）以上

第5条（会費の納入要領）

会費は、当該事業年度中（毎年4月1日から翌年3月31日までの間）に全納しなければならない。

2. 会費は、毎事業年度中第1期（4月1日～6月30日）、第2期（7月1日～9月30日）、第3期（10月1日～12月31日）及び第4期（1月1日～3月31日）の四期に分けて各期の当初の月の末日までにその期の分を納入するものとする。
3. 会員の入会した日の属する月（以下「会員入会月」という。）が、各期の当初の月及び翌月であるときは、その期の分については、会員入会月以降の月数に応じた額を会員入会月の翌月の末までに納入するものとする。
4. 第2項の規定にかかわらず会員は、各期の当初の月の末日までに翌期以降の分を一括納入することを妨げないものとする。

第6条（払込み方法）

入会金及び会費は、本会の指定する金融機関に払込むものとする。

ただし、本会の事務局に持参することを妨げないものとする。

第7条（入会金、会費の返還）

本会は、会員が定款第10条、第12条又は第13条の規定により退会しても既納の入会金及び会費は過誤納の場合を除きこれを返還しないものとする。

第8条（会費の使途）

第2条の入会金及び第4条の会費は、毎事業年度における合計額の80%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

附則

1. この変更規定は、平成14年6月6日から施行する。
2. この変更規定は、平成21年6月3日から施行する。
3. 前項の規定に係らず、第1条、第4条、第7条の各規定は、当協会の定款変更の認可日（平成21年7月1日）から施行する。ただし、定款変更に伴い、準会員から正会員へ移行したものの会費の額は、認可日から向こう2年間は、移行前の準会員の会費の額とする。
4. この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
5. この変更規定は、平成28年6月16日から施行する。

(別表)

「入会金・会費規程」第4条第1号に規定する会費の額及びその基本的な考え方を以下のとおり定める。

〔会費の額〕

	資本金	売上高	販売員	会費（月額）
①クラス	～ 100万円	～ 5000万円	～ 10人	1万2千円
②クラス	～ 300万円	～ 1億円	～ 50人	2万4千円
③クラス	～ 500万円	～ 5億円	～ 100人	3万6千円
④クラス	～ 1000万円	～ 10億円	～ 500人	4万8千円
⑤クラス	～ 5000万円	～ 50億円	～ 1000人	6万円
⑥クラス	～ 1億円	～ 100億円	～ 5000人	7万2千円
⑦クラス	～ 5億円	～ 200億円	～ 10000人	8万4千円
⑧クラス	～ 10億円	～ 500億円	～ 20000人	9万6千円
⑨クラス	～ 50億円	～ 1000億円	～ 50000人	10万8千円
⑩クラス	50億円超	1000億円超	50000人超	12万円以上

〔判定の基本的考え方〕

- (1) 会費は、企業の事業規模（資本金・売上高・販売員数）別に10クラスに分け、業態（製造業、販売業の別）等の諸属性を考慮し総合判定をする。
- (2) 判定に際しては、基本的に売上高クラスを優先する（製造業は原則として出荷高、販売業は末端販売高）。
- (3) 資本金クラスが3項目中最も高い場合は、クラスダウンして調整する。
- (4) 資本金クラス>売上高クラスが、3クラス以上の場合はさらにクラスダウンして調整する。
- (5) 販売員クラス>売上高クラスのものは、販売員クラスをクラスダウンして調整する。

付 則

1. この規定は、平成3年4月1日より実施する。
2. 既存の正会員の会費については、経過措置として新会費と比して、特にバランスを欠くものでないかぎり、次回見直しの次期まで現状を尊重する。又、特にアンバランスなものについては、高額クラスへの移動について同意を求める。
低額クラスへの移動は原則として認めないものとする。
3. 協会の運営費及び会議等については、改定の是非にかかわらず、3年に一度検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。
4. この変更規定は、平成28年6月16日から施行する。

個人情報のお取り扱いについて

貴社の入会申請により当協会が取得する個人情報は、当協会の定款に定める次の事業を実施するために利用し、その具体的な利用目的は下に掲げる通りです。

<定款に定める事業>

- ① 訪問販売に係る調査及び研究
- ② 訪問販売に係る倫理綱領の策定及び実践の推進
- ③ 訪問販売に係る苦情の解決の申出に関する受付、助言、調査及び処理
- ④ 不当な訪問販売に係る審査及び措置
- ⑤ 訪問販売に従事する者に対する指導及び教育
- ⑥ 訪問販売に従事する者の登録
- ⑦ 訪問販売に係る内外資料の収集及び提供
- ⑧ 訪問販売に係る内外関連団体等との連絡及び調整
- ⑨ 訪問販売に係る苦情処理体制の確立の推進
- ⑩ 訪問販売に係る消費者啓発
- ⑪ 以上のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

<個人情報の利用目的>

- 上記事業を円滑に実施するために必要な措置を行うため。
- 当協会が負う契約上の義務の履行とその関連業務を遂行するため。
- 当協会への入会のお勧めに関してご案内するため。また、入会資料の入手を希望する者への送付のため。
- 当協会が作成する会員名簿・相談窓口一覧・テキスト類などの出版物の販売についてご案内するため。また、その購入者へ当該商品を配送するため。
- 当協会が主催する懇談会・講習会・セミナー・大会についてご案内するため。また、その参加者リストを作成するため。
- 当協会が行う調査のためのアンケート調査票を送付するため。
- 意見・エッセイ等の募集に関してご案内するため。また、その応募者に結果を連絡するため及び賞金・参加賞等を提供するため。
- 訪問販売に係る啓発資料のご案内をするため。また、啓発資料の入手を希望する者への送付のため。
- 訪問販売員登録制度における販売員登録の申請を受け付けるため。また、登録の有無に係る照会に回答するため。
- 訪問販売員教育指導者資格講座の受講者管理を行うため。また、当該資格講座における試

験結果を申込責任者へ通知するため。

- 訪問販売に係る相談及び個人情報のお取扱いに係る相談の受付・解決のため。
- 「経済産業大臣の所管に属する公益法人の設立および監督に関する規則」の規定による届出を行うため。
- 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の規定による公表を行うため。

※当協会の個人情報保護方針及び個人情報取扱事務に係る具体的な内容については、当協会のホームページ (<http://www.jdsa.or.jp>) をご覧ください。

※当協会における個人情報の取扱に関するご相談・お問合せ等につきましては、次の受付窓口
にお願い致します。

受付窓口：個人情報保護相談窓口

電話：03-3357-6019 FAX：03-3357-6585

所在地：〒160-0004 東京都新宿区四谷4-1 細井ビル7F

事業者名：公益社団法人日本訪問販売協会